○東北地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　秋田市飯島道東三丁目二三三番四から同市飯島字堀川六〇番二まで　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十六日

○東北地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日　東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釜石市嬉石町二丁目七五番一から同市松原町三丁目四九番一まで	前	A　一三・九〇～三三・三〇メートル	○・五〇〇キロメートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう
	後	B　A　一三・九〇～三三・三〇　一五・七〇～三三・五〇	○・五〇〇　○・四五九	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十六日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　釜石市嬉石町二丁目七五番一から同市松原町三丁目三三番二まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十六日

○東北地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　大崎広域都市計画道路事業三・五・十二号並柳福浦線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮城県大崎市古川七日町及び古川三日町一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第百十一号水戸・勝田都市計画、日立都市計画、大宮都市計画及び常北都市計画下水道事業那珂久慈流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十七年一月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第二千三百三十一号研究学園都市計画、竜ヶ崎・牛久都市計画、稲敷東部台都市計画及び稲敷東南部都市計画下水道事業霞ヶ浦常南流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年十一月二十六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十三年建設省告示第三千七百十二号水戸・勝田都市計画公園事業九・六・〇〇一号偕楽園公園

三　事業施行期間　自昭和四十三年十二月二十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第百六十九号鉾田都市計画公園事業九・六・〇〇一号鹿島灘海浜公園

三　事業施行期間　自昭和五十九年二月二十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし